

基本目標Ⅴ 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

重点課題1 DV被害の早期発見と相談体制の整備・充実

【目標に対しての評価】 A・・・実施しており、成果をあげている B・・・実施しており、一定の成果をあげているが、課題も多い C・・・実施できなかった

施策の方向	具体的施策	施策対象者	担当課	平成26年度目標	評価	平成26年度実施内容(数値、改善点、方向性)	平成27年度目標	H27機構改革による担当課
1、DV被害の早期発見の仕組みづくり	①市の各種窓口におけるDV被害者の気付きと相談支援窓口へのつなぎ	市民	市民課・福祉課・健康課・こども課	(市民課) 市民課窓口において相談があった場合、的確な窓口以案内する。 (福祉課) 関係各課と連携を密にしながら業務に取り組む。 (健康課) 関係課と連携して引き続き対応する。 (こども課) 研修等を重ね、より専門的に関わることができる職員を育成する。		(市民課) 窓口で相談や支援の申し出のあった被害者については、早急に関係各課に情報を提供し、他部署での情報の安全管理を喚起した。 (福祉課) DV被害者の情報共有や連携を密にして業務を行った。 (いきいき長寿課) 関係各課と連携をとり、相談を受けた。 (健康課) 各種健診・相談・教室等を通じて様々な相談に応じることがあり、その中で知り得た情報で連携の必要な時には、関係課と連携して対応した。DVの窓口ができたことで、支援内容の充実が図られた。 (こども課) 窓口手続きにこられた際に、状況を詳細に聞きとるように努め、相談支援窓口へつなげた。職員能力向上のため研修会へ参加した。 (学校教育課) 窓口手続きの際、様々な情報を詳細に聞き取るように努めた。	(市民課) 引き続き関係各課とは連携を密にし、被害者の安全を確保するとともに、早急に対処できるような的確な窓口を案内する。 (福祉課) 引き続き関係各課と連携を密にしながら業務に取り組む。 (いきいき長寿課) 関係各課と連携をとり、相談を受けていく。DV相談の場合は担当課へ繋いでいく。 (健康課) 継続実施 (こども課) 研修等を重ね、より専門的に関わることができる職員を育成する。 (学校教育課) 窓口手続きで心配な状況を把握した場合は、学校に連絡し適切な対応をお願いする。	
			人権・男女共同推進室	窓口対応等の研修を引き続き行う。		・市内にDV情報提供カードを設置し、管理を継続した。(市内16施設、約100カ所) ・橋本市DV庁内連携会議を定期的に開催した。 ・窓口関係課へのDV勉強会を実施した。	窓口対応等の研修継続と、庁内職員相談スキルアップを目指す。	
	②関係機関との連携による早期発見に向けた仕組みづくり	市民	市民課・人権・男女共同推進室・福祉課・健康課・こども課	(市民課) 関係機関からの連携を受け住民票等の支援措置を早期に開始する。 (人権・男女共同推進室) 橋本市要保護児童対策地域協議会をとおして、関係機関との連携作りをする。 (福祉課) 関係各課と情報共有をしながら業務を行う。 (健康課) 関係課と連携して引き続き対応する。 (こども課) 要対協実務者会議を通して早期発見に努める。	B	(市民課) 関係機関と連携をとり、支援措置を開始した。 (人権・男女共同推進室) ・市内にDV情報提供カードを設置し、ケースに担当室名を貼付した。(市内16施設、約100カ所) ・橋本市DV庁内連携会議を定期的に開催。 ・窓口関係課へのDV勉強会を実施した。 (福祉課) DV被害者の早期発見に向けた関係課との情報共有を行う。 (いきいき長寿課) 庁内DV連携会議に参加し、連携に努めた。 (健康課) 各種健診・相談・教室等を通じて様々な相談に応じることがあり、その中で知り得た情報で連携の必要な時には、関係課と連携して対応している。 (こども課) 要対協実務者会議の中で、関係機関が情報共有し、早期発見早期対応に努めた。 (学校教育課) 要対協実務者会議の中で関係各機関と情報を共有し、必要に応じ学校との連携(情報交換)を行った。	(市民課) 窓口での対応で気になることや異変を見逃さず、必要がある場合は直ちに関係機関と連絡を取るとともに、支援措置の申出があった場合は早急に対処する。 (人権・男女共同推進室) 橋本市要保護児童対策地域協議会をとおして、関係機関との連携作りをする。 (福祉課) 引き続き関係各課と情報共有をしながら業務を行う。 (いきいき長寿課) 高齢者虐待(疑い)の相談の中でも、DV防止法を用いた対応の検討が必要な場合もあるため、今後も知識を持っていくことに努める。 (健康課) 各種健診・相談・教室等を通じて様々な相談に応じることがあり、その中で、知り得た情報で連携の必要な時には、関係課と連携して対応する。 (こども課) 継続実施 (学校教育課) 要対協・学校等と連携し早期発見に努める。	
			人権・男女共同推進室	広報・HPの充実、DV情報提供カード、ポスターの提供を継続する。		広報で相談窓口一覧の掲載、及び市イベントでの街頭啓発(H26年度2回)、DV情報提供カードケースへ担当室名掲載、またDVポスターを貼付した。	HPを充実する。学校への周知をする。	
	③DV相談窓口の周知	市民	社会教育課	「家庭教育情報誌げんきっこfamily」への掲載の検討他、家庭訪問部での親支援等でケースにより適切な相談窓口を伝えられるよう意識付けをする。		「家庭教育情報誌げんきっこfamily」に掲載	「家庭教育情報誌げんきっこfamily」への掲載の検討他、家庭訪問部での親支援等でケースにより適切な相談窓口を伝えられるよう意識付けをする。	
	2、DV被害者の相談体制の充実	①DV被害者の相談窓口の整備・充実	市民	人権・男女共同推進室	相談窓口の整備検討する。		・関係各課連携しながらそれぞれ窓口で相談をうけている。 ・DV庁内連携会議を定期的に開催し連携を図った。	女性相談員養成講座を開催する。
②関係する相談機関との連携の強化(警察や和歌山県子ども女性・障害者相談センター、橋本保健所)		市民	こども課・人権・男女共同推進室	(こども課) 要対協実務者会議を活用し連携強化に努める。 (人権男女共同推進室) 支援措置をうけた被害者の庁内手続き等市民課と連携して配慮できるよう検討する。	B	(こども課) 要対協実務者会議の中で、関係機関が情報共有し、早期発見早期対応に努めた。 (人権・男女共同推進室) ・橋本市要保護児童対策地域協議会との連携、橋本保健所との連携を行った。	(こども課) 継続実施 (人権・男女共同推進室) 橋本市要保護児童対策地域協議会をとおして、関係機関との連携作りをする。	
③相談窓口職員及び関係職員の資質の向上		市職員	こども課・人権・男女共同推進室	(こども課) 実務者会議の中で、児童虐待やDVIに関する研修会を実施する。 (人権・男女共同推進室) 職員研修を実施する。		(こども課) 要対協事務局長が児童虐待に関する研修会に参加した。 (人権・男女共同推進室) 窓口業務担当課のDV勉強会を実施した。	(こども課) 研修機会を増やす。 (人権・男女共同推進室) 職員研修を実施する。	

重点課題2 DV被害者への支援体制の整備

施策の方向	具体的施策	施策対象者	担当課	平成26年度目標	評価	平成26年度実施内容(数値、改善点、方向性)	平成27年度目標	H27機構改革による担当課
1、DV被害者の安全確保	①被害者の安全確保(警察や和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、橋本保健所)	DV被害者	保険年金課・介護保険課・いきいき長寿課・福祉課・健康課・こども課・学校教育課・納税課・建築住宅課・下水道課・市街地開発事務所	<p>(保険年金課) DV窓口対応マニュアル、支援措置研修会等の実施、関係各課での業務見直し。クラウド化により住民情報が共有できるように要望したい。 (介護保険課) DV窓口対応マニュアル、支援措置研修会等への参加。また、10月のクラウド化により、システムからDV対象者について警告される仕様となる。 (いきいき長寿課) 日常的な業務の点検を行う。制度の理解、事務の流れを確認する。 (福祉課) 庁内連携及びシステム整備等を行う。 (健康課) 市民課より提供を受けたDV対象者情報を職員間で共有する。 (こども課) 日ごろより関係機関との連携を心がけ、連携を密にする。 (学校教育課) 連携して対応 (納税課) システム管理をし、また窓口対応についても徹底する。 (福祉課) DV支援措置者であることがすぐにわかる警告の表示ができる滞納整理システムの改修を予定している。 (住宅・公園課) 市民課からの情報提供に基づき対象者に対し適正に対応する。 (下水道課) 支援対象者に対する取り扱いについて、より厳格に対応していく。 (市街地開発事務所) ・他地区の事例研究 ・本市各課との調整(特に選挙人名簿を扱う選挙管理委員会との整合を要する)</p>	B	<p>(保険年金課) 支援措置研修会等の参加。 関係各課での業務連携及び相談事業の実施。 クラウド化により住民情報が共有できるようになった。 (建築住宅課) 対象者情報の職員間での共有 (下水道課) 前年度と同様、支援対象者リストに注意し、通知書等を渡す際に注意した。 (水道業務課) 関係課から得た情報を水道料金システムに登録し、職員全体で情報を共有し対応している。 (農林振興課) 台帳を適切に管理する。 (介護保険課) クラウド化により、システムから支援措置対象者について警告できる仕様となった。 (いきいき長寿課) 支援措置対象者名簿はシステム入力し、相談を受けた際に分かりやすくするための工夫をした。 (福祉課) 情報共有や業務連携などを行いながら業務を遂行した。 (健康課) 市民課より提供を受けた支援措置対象者情報を職員間で共有。DV窓口対応マニュアルを健康課全員に配布し、意識づけを行っている。また、支援措置研修会には、必ず参加し関係各課の状況や課題を把握するようにしている。当課では各種健診(母子)等でDVケースを把握した場合は、人権・男女共同推進室へ連絡を取り、情報共有しながら対応している。 (こども課) 被害者の安全確保のため、警察や県子ども女性障害者相談センター、また母子生活支援センターとの連携を密にした。 (学校教育課) 課内では支援措置対象者をファイル保管し、関係各課や学校と連携し、情報を共有することができた。 (納税課) 支援措置研修会へ参加し、課内でその情報を共有した。H26年6月配偶者暴力防止(DV防止)等にかかる住民票の支援措置説明会での内容を課内回覧し、問い合わせ等の対処方法を周知した。 (納税課) 各種証明書及び滞納処分に関する取扱いについて、支援措置申出者に説明をし、承諾書をとっている。また滞納整理システムにも支援申出者と一目でわかるよう、警告表示がでるよう改修した。</p>	<p>(保険年金課) DV窓口対応マニュアル、支援措置研修会等の実施。 関係各課との業務連携。 クラウドの住民情報更新作業。 支援対象者の医療費通知の抜取。被保険者証更新時の送付先確認。 (建築住宅課) 対象者に対する適切な対応 (下水道課) 引き続き支援対象者に対する取り扱いについて厳格に対応していく。 (水道業務課) 引き続きシステムへの登録を実施(農林振興課)引き続き、台帳との照合を行う。 (介護保険課) DV窓口対応や支援措置研修会等への参加。また支援措置対象者全員についてのシステム入力。 (いきいき長寿課) 支援措置対象者名簿はシステム入力し、相談を受けた際に分かりやすい工夫をしているので、慎重に対応する。 (福祉課) 引き続き関係各課等と連携を密にしながら業務に取り組む。 (健康課) 引き続き、個人情報の取り扱いに注意しながら対応していく予定 (こども課) 研修機会を増やす。 (学校教育課) 関係機関、関係各課、各学校と連携し対応していく。 (納税課) 引続きシステム管理をし、また窓口対応についても徹底する。 (納税課) 継続実施</p>	住宅公園課 ↓ 建築住宅課
	②緊急一時避難所(シェルター)との連携(警察や和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、橋本保健所)	DV被害者	こども課・人権・男女共同推進室	<p>(こども課) それぞれの機関の役割を明確化し、適切に対応する。 (人権・男女共同推進室) 橋本保健所と連携し、被害者の安全をまもる。</p>		<p>(こども課) 県子ども女性障害者相談センターとの連携を密にし、安全を確保しつつ対応できた。 (人権・男女共同推進室) H26年度相談件数12件、関係各課、橋本保健所との連携を行った。(緊急一時避難所事例はなし)</p>	<p>(こども課) 県子ども女性障害者相談センターが主催する研修会に積極的に参加する。 (人権・男女共同推進室) 橋本保健所と連携し、被害者の安全をまもる。</p>	

施策の方向	具体的施策	施策対象者	担当課	平成26年度目標	評価	平成26年度実施内容(数値、改善点、方向性)	平成27年度目標	H27機構改革による担当課
2、DV被害者への自立支援	①被害者の自立に向けた情報提供と相談支援	DV被害者	こども課・人権・男女共同推進室	(こども課) 職員研修を重ね、専門的な対応について学ぶ機会をもつ。 (人権・男女共同推進室) ハローワークの就業情報などを提供できるよう準備する。	C	(こども課) 自立にむけた取組はできなかった。 (人権・男女共同推進室) 各種手続き等支援をした。また、ハローワークオンライン提供を開始した。	(こども課) 職員研修を重ね、専門的な対応について学ぶ機会をもつ。 (人権・男女共同推進室) 女性相談員養成講座を開催する。	
	②DV被害者のこころのケア	DV被害者	こども課・人権・男女共同推進室	(こども課) 職員研修を重ね、専門的な対応について学ぶ機会をもつ。 (人権・男女共同推進室) 支援措置をうけた被害者の庁内手続き等市民課と連携して配慮できるよう検討する。		(こども課) 被害者のこころのケアまでは対応できていない。 (人権・男女共同推進室) 被害者の庁内手続き等市民課と連携して何度も同じ事を説明する必要がないよう配慮した。	(こども課) 職員研修を重ね、専門的な対応について学ぶ機会をもつ。 (人権・男女共同推進室) ・支援措置をうけた被害者の庁内手続き等市民課と連携する ・専門相談員の育成をする。	
	③子どもの保護のための体制整備	DV被害者	こども課	入所施設の増設について、県に働きかけるための検討をする。		和歌山県子ども女性障害者相談センターとの連携を強化し、子どもの保護にむけて敏速対応できるよう努めた。	入所施設の増設について、県に働きかける。	
	④DV被害者の市営住宅優先入居の体制整備	DV被害者	建築住宅課	緊急時対応の検討をする。		入居募集時における優先入居体制の整備	入居募集時における優先入居体制の整備	
	⑤被害者の自立を支援するための団体の育成・支援	団体	人権・男女共同推進室	セミナー等開催することよっての、グループ作りを行う。		参加者間のつながりができた。	継続的に講座等実施し、つながりづくりにつなげる。	
切苦害3な情者、対へかD応のらV適の被	①相談・支援に関する苦情への適切な対応	DV被害者	こども課・人権・男女共同推進室	(こども課)(人権・男女共同推進室) 苦情対応できるよう専門的な対応について学ぶ機会を持つ。	B	(こども課) 苦情等なし (人権・男女共同推進室) 窓口対応について関係機関と連携し対応について話し合った。	(こども課) 苦情対応の研修会があれば積極的に参加する。 (人権・男女共同推進室) 二次被害を与えないよう、関係各課と連携し情報の共有を図る。	

重点課題3 DV根絶に向けた啓発と防止の推進

施策の方向	具体的施策	施策対象者	担当課	平成26年度目標	評価	平成26年度実施内容(数値、改善点、方向性)	平成27年度目標	H27機構改革による担当課
発1・教DV根絶に向けた啓	①DV防止の理解を深めるための啓発と教育	市民	人権・男女共同推進室	イベントでの街頭啓発、市民対象のセミナーや、研修会を実施する。	B	人権七タリボン啓発(レッドリボン、オレンジリボン、ピンクリボン、パープルリボン)、市イベントでの街頭啓発(H26年度2回)、「朝活オトナ女子の基礎講座」の1コマをDVについて開催した。	イベントでの街頭啓発、市民対象のセミナーや、研修会を実施する。	
			社会教育課	育児・子育て・親支援などから周知・啓発を検討し実施する。		地域支援者養成講座(年5回) 子育て講座(年1回) DVに特化した取組はできなかったが、子育て講座においては家族における男女間の本来のあるべき姿について再認識することができ、様々なトラブルの解消にもつながることを学べた。	家庭でのよりよい関係をきずくため、地域支援者養成講座、子育てセミナーを開催する。	
	市民 中学生・高校生	人権・男女共同推進室	高校へ啓発を行う。	広報への掲載、市内中学校1校がデートDV授業を取り入れた。		全中学校、高校へ啓発を行う。		